



重要 - 以下の利用許諾契約書を注意してお読みください。

以下の利用許諾契約書は、お客様と弊社との間で締結される法的に有効な契約です。慎重に内容をお読みください。

お客様が「同意します」ボタンをクリックすることにより、または本ソフトウェアの全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、もしくは他の方法で複製若しくは使用することにより、(a)お客様は、お客様の所属する団体（所属企業等）を代表して以下の利用許諾契約を締結し、それにより当該団体が当該契約に法的に拘束されることを承諾の上、当該契約を締結する意思表示を行ったこととなり、仮に、お客様がこのような団体に属さない場合には、お客様がご自身のために当該契約を締結し、それによりお客様が当該契約に法的に拘束されることを承諾の上、当該契約を締結する意思表示を行ったこととなります。また、これにより、(b) お客様は当該団体（所属する場合）を代表しましたお客様自身のために行動し、当該団体または自身を拘束する権利、機能および権限を有することを表明しかつ保証したことになります。

以下の利用許諾契約は、お客様が「同意します」ボタンをクリックすることにより、または本ソフトウェアの全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、もしくは他の方法で複製若しくは使用することにより、お客様と弊社の間で有効に成立します。

RZ/V2M ISP サポートパッケージ 評価ライセンス契約書

お客様（以下、「甲」という。）とルネサスエレクトロニクス株式会社（以下、「乙」という。）とは、乙が第1条記載のプログラムプロダクトを甲に利用許諾するにあたり、その取り扱いについて次の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 「プログラムプロダクト」とは、付録に記載の乙の納入物をいい、次の(a)、(b)および(c)により構成されるものとする（第2条において甲に許諾される権利の行使に基づき作成されたあらゆる形式のプログラムおよびそれらの複製物を含むものとする。）。

- (a) コア部（オブジェクトコード形式で提供される。）
- (b) ヘッダファイル（ソースコード形式で提供される。）
- (c) サンプルプログラム（ソースコード形式で提供される。）

(2) 「乙の半導体製品」とは、付録に記載の製品をいう。

- (3) 「甲の製品」とは、乙の半導体製品を搭載した甲の製品を総称していう。なお、甲の製品のうち、評価を目的とする試作品を「甲の試作品」という。
- (4) 「オープンソースソフトウェア」とは、ソフトウェアの利用条件として、第三者へソフトウェア（改変物等の派生ソフトウェアを含む。）の開示、頒布等特定の行為を行う者が、当該行為を行う際、ソフトウェアのソースコードを当該第三者に開示する等の義務を負うライセンス形式のソフトウェア（GPL (GNU general public license)を含むが、それに限らない。）をいう。なお、本号における「第三者」は、開示、頒布等を行う者から直接または間接的に開示、頒布等を受ける全ての者を指す。
- (5) 「利用承諾日」とは、本契約が有効となった日をいう。
- (6) 「商用目的」とは、甲の製品を有償で、または評価以外の目的で、第三者に提供することをいう。

第2条（利用許諾の内容）

- 1 乙は、甲に対し、乙が権限を有し、かつ本契約に定める範囲内で、本契約有効期間中、プログラムプロダクトに関し、以下の全世界、非独占、再許諾不能、譲渡不能の権利を無償で許諾する。
 - (1) サンプルプログラムを改変する権利
 - (2) プログラムプロダクト（前号に基づき改変されたサンプルプログラムを含む。）を実行形式に変換し、複製し、乙の半導体製品と組み合わせて実行し、甲の試作品に搭載した上で第3条第5項記載の条件に従って納入先（同項にて定義。）に頒布する権利
 - (3) 甲の試作品に搭載されたプログラムプロダクトを更新する目的で、オブジェクトコード形式のプログラムプロダクトを複製し、甲の開発拠点間または納入先に公衆送信（自動公衆送信を含む。）または記録媒体に記憶して頒布する権利
- 2 甲は、本契約においては、プログラムプロダクトを甲の試作品に用い、甲または納入先において評価する目的でのみ、前項の権利を行使することができる。
- 3 甲は、前二項の権利の行使に係る業務を第三者に委託する場合、乙の事前の書面または電子メールによる承諾を得るものとする（以下、「委託先」という。）。甲は、本契約にて定められた甲の義務と同等の義務を当該委託先に対して課し、遵守させ、当該委託先の義務違反について甲が一切の責任を負うことを条件として、当該委託先に対しプログラムプロダクトを使用させることができる。

第3条（利用許諾にかかる甲の義務）

- 1 甲は、オブジェクトコード形式で提供されたプログラムプロダクトにつき、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルその他の解析行為を行ってはならない。
- 2 甲は、前条に基づきプログラムプロダクトを複製する場合、当該プログラムプロダクトに施されているのと同一の著作権その他の知的財産権に係る表示を、当該複製物にも付すもの

とし、当該表示を消去し、書換、追記または改ざんしてはならない。

- 3 甲は、プログラムプロダクトの利用に関し、追加条項において特別な定めがある場合には、本契約の他の条項に加えて、これを遵守しなければならない。追加条項の定めと本契約の他の定めが抵触する場合、追加条項の定めを優先する。なお、追加条項において、甲が第三者からプログラムプロダクトに含まれる当該第三者保有の技術の利用に関するライセンスの取得を求められている場合、甲は、当該ライセンスを適切に取得し、その有効性を維持するものとする。(以下、追加条項において第三者保有の技術の利用に関するライセンスの取得が求められている技術を「特定技術」という。)
- 4 甲は、オープンソースソフトウェアを使用する場合であっても、本契約に定める甲の義務が有効に存続することを理解し、オープンソースソフトウェアの利用条件の拘束をうけて、プログラムプロダクトが第三者への開示・再実施許諾等の対象とならないよう、必要な措置をとらなければならない。
- 5 甲は、第2条第1項第2号に基づき甲の試作品に搭載した上で甲の試作品の納入先(以下、「納入先」という。)にプログラムプロダクトを提供する場合、次の各号の義務を負う。
 - (1) 甲は、プログラムプロダクトを、甲の試作品に実行形式で搭載して無償で頒布する以外、納入先に提供してはならない。また、甲は、納入先に対して、第8条の秘密保持義務と同様の義務を課し、プログラムプロダクトを、逆アセンブル、逆コンパイル、改変、解析、複製および第三者に譲渡等させないよう必要な処置を講ずるものとし、納入先によるそれらの違反に対して一切の責任を負う。
- 6 甲は、第2条第1項第3号に基づき納入先にプログラムプロダクトを公衆送信または頒布する場合、納入先に対して、第8条の秘密保持義務と同様の義務を課し、プログラムプロダクトを、逆アセンブル、逆コンパイル、改変、解析、複製および第三者に譲渡等させないよう必要な処置を講ずるものとし、納入先によるそれらの違反に対して一切の責任を負う。
- 7 甲は、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、プログラムプロダクトを使用、複製、改変、頒布し、または再利用許諾その他の処分をしてはならない。
- 8 本契約は、甲に対して、プログラムプロダクトを商用目的で甲の製品に搭載して頒布する権利を付与するものではない。甲は、プログラムプロダクトを商用目的で甲の製品に用いる場合、当該商用目的の範囲に応じたプログラムプロダクトに関するライセンス契約を、別途乙との間で締結しなければならない。また、追加条項の定めを遵守しなければならない。

第4条（権利の帰属等）

- 1 本契約は、プログラムプロダクトに関する著作権その他の知的財産権を甲に移転するものではない。
- 2 本契約に明示的に定める場合を除き、第2条第1項第1号に基づき甲がなしたサンプルプログラムの改変部分に係る著作権その他の知的財産権は、甲に帰属するものとするが、甲は乙の要請があった場合には、当該改変部分を乙に対して開示し、当該改変部分の利用を乙に

無償で許諾するものとする。ただし、乙が提供したサンプルプログラムに係る著作権その他の知的財産権は、乙または乙のライセンサーに留保されるものとする。

第5条（特定技術の取扱い）

- 1 乙は、特定技術について、本契約に基づき甲に許諾する権利を超えて、甲に対し、何らの権利も許諾するものではなく、また、特定技術に関し、商品性および特定目的との合致に関する保証ならびに第三者の権利を侵害しないことの保証を含め、いかなる保証も行うものではない。
- 2 特定技術について、甲が、本契約に違反したことに関連して、乙が特定技術の権利を有する第三者から請求等を受けた場合、甲は、甲の責任と費用において、これを解決するものとし、乙が被った損害を賠償するものとする。ただし、乙は、請求等の発生を遅滞なく甲に通知するとともに、請求等の解決に係る実質的な参加の機会と権限を甲に与え、かつ、甲に対して、当該請求等の解決に合理的に必要となる支援を、甲の費用負担で提供するものとする。

第6条（納入）

乙は、プログラムプロダクトを、電子的手段により甲に納入する。

第7条（保証および損害の範囲）

- 1 プログラムプロダクトは現状有姿のまま甲に提供されるものとし、乙は、特定技術、プログラムプロダクトについて、商品性、特定目的との合致および機能性その他の品質に関する保証、その使用結果についての保証ならびに特定技術および第三者の所有する知的財産権その他の権利の非侵害保証を含め、明示たると黙示たるとを問わず、甲に対し、いかなる保証を行うものではない。
- 2 乙は、甲による特定技術、プログラムプロダクトの利用に起因して生じ得る一切の損害について、いかなる場合も損害賠償等の責任を負わない。

第8条（秘密保持）

- 1 甲は、本契約に関連して乙より開示を受けた情報（以下、「秘密情報」という。）については、自己の保有する類似の情報に用いるのと同等の注意（ただし、善良な管理者の注意を下回らないものとする。）をもって管理を行うものとし、乙の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならず、本契約を履行する目的以外のために秘密情報を使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 乙の事前の書面による承諾を得た情報。
 - (2) 受領した際、既に甲が自ら所有していた情報。
 - (3) 第三者から守秘義務を課せられることなく甲が正当に入手した情報。

(4) 受領した際、既に公知であった情報。

(5) 甲の責によらないで公知になった情報。

(6) 受領した秘密情報によることなく甲自ら独自に開発した情報。

2 プログラムプロダクトは、乙の秘密情報として取り扱われるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、法令上または政府機関もしくは裁判所から秘密情報の開示を要求され、これを拒む合理的な理由がない場合、当該開示を行うことができる。ただし、甲は、かかる開示要求を受けた場合、直ちに乙に通知し、開示される情報を必要最小限の範囲に留めるよう合理的な努力を払わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、甲は、甲の子会社（甲がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいい、以下同じ。）に対し、本契約の履行のために合理的に必要な範囲内で、乙から開示を受けた秘密情報を開示することができる。また、甲は、第2条第3項に基づく委託先に対し当該委託業務の履行のために合理的に必要な範囲内で、乙から開示を受けた秘密情報を開示することができる。この場合、甲は、当該甲の子会社および当該委託先に対して、それぞれ本条に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課し、これを遵守させ、当該義務の履行につき一切の責任を負うものとする。

第9条（輸出関連法令の遵守）

1 甲および乙は、本契約に基づき相手方から開示または提供された秘密情報、製品、プログラムプロダクト、関連技術その他一切の情報およびその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管もしくは使用等の目的、軍事用途の目的またはその他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないこととする。

2 甲および乙は、本契約に基づき相手方から開示または提供された秘密情報、製品、プログラムプロダクト、関連技術その他一切の情報およびその複製物を輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾等する際は、「外国為替及び外国貿易法」およびその関連法規ならびに適用となる輸出管理に関する法令および規則に定められた必要な手続をとるものとする。

第10条（反社会的勢力（暴力団等）の排除）

1 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 甲が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「暴力団等」という。）である場合。

(2) 甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等である場合。

(3) 甲、または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等への資金提供を行った場合、または暴力団等と密接な交際がある場合。

- (4) 甲、または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、威迫的犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された場合、またはかかる行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者とかかわり、つながりのある者である場合。
 - (5) 甲が、本契約の履行のために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合。
 - (6) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
 - (7) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
 - (8) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙の名誉や信用等を毀損し、またはそのおそれのある行為をした場合。
 - (9) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙の業務を妨害し、またはそのおそれのある行為をした場合。
- 2 乙が、前項の規定により本契約の全部または一部を解除した場合には、甲に損害が生じてもこれを一切賠償しない。

第11条（契約の解除）

- 1 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、何らの催告を必要とすることなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 支払いの停止（手形または小切手の不渡りを含む。）があったとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行手続開始、担保権実行手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、または清算手続に入ったとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (5) 監督官庁から営業の取り消しまたは停止の処分を受けたとき。
 - (6) 合併、会社分割等により契約上の地位に変更があったとき。ただし、事前の書面による承諾がある場合にはこの限りではない。
- 2 甲または乙は、相手方が本契約に基づく義務に違反し、当該義務違反が相当期間を定めて催促した後も是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

第12条（契約の有効期間）

本契約は、利用承諾日に効力を生じ、その後1年間有効とする。

第13条（契約終了後の取り扱い）

- 1 解除、期間満了その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合、甲は、当該終了の日か

ら1ヶ月以内に、次の各号に定める措置を取るものとする。

- (1) プログラムプロダクト、本契約によって乙から提供を受けたプログラムプロダクトに関する技術情報、秘密情報およびそれらの複製物を完全に破棄、破碎し、以後一切の使用および第三者への提供をしないものとする。
- (2) 前号に基づき破棄、破碎を実施したことを証明する書面を乙に提出する。

2 いかなる理由による本契約終了後も、本条および本契約第2条第3項の甲の義務、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条第2項、第14条乃至第21条は、効力を有するものとする。

第14条（譲渡の禁止）

- 1 甲は、本契約において明示的に定めがある場合を除き、本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に対し、有償無償に関わらず譲渡し、貸与し、引き受けさせ、または担保に供することはできない。甲の株式その他の資産の全部もしくは実質的に全部の売却、または甲に関する支配の変更は、本条上、譲渡とみなされる。
- 2 乙は、甲の書面による従前の同意なく本契約または本契約上のいかなる権利もしくは義務も譲渡、売却、移転、委譲その他の形で処分することができる。

第15条（完全合意）

本契約は、付録を含め、本契約の目的に関する甲および乙の完全な合意であり、口頭によるか書面によるかにかかわらず、全ての従前または現行の表明、協議、交渉、条件および合意に優先するものとする。本契約の一切の変更は、甲および乙が署名する書面によりなされた場合に限り、その効力を有するものとする。甲および乙は、インボイス、注文書、承諾書または確認書を含む一切の書式の表面または裏面に記載されている契約、規約または約款等の諸条件で、本契約に規定された条件と異なるまたはこれに条件を追加する旨の規定に関しては、たとえ署名されて返送されていたとしても拘束力を有しないことに合意するものとする。一方当事者による申込みおよびこれへの承諾は、本契約の諸条件に係るものに限定され、申込みに対する一方当事者の承諾は本契約の諸条件に従うことを条件とするものとする。

第16条（適用除外）

「国際物品売買契約に関する国連条約」の規定は本契約に適用されないものとする。

第17条（救済）

本契約上の権利および救済はこれに限定されるものではなく、法令上認められ、または本契約の締結後に認められるその他の権利および救済を含むものとする。

第18条（分離条項）

本契約の規定の一が無効または適用されないと判断された場合であっても、本契約のその他の規定は引き続き効力を有するものとし、無効または適用されないと判断された規定はその有効性を確保するために必要最小限の範囲で修正されたものとみなされる。

第19条（通知）

本契約における通知は、書面により本契約に明記された当事者の宛先に対してなされなければならない。ただし、甲に対する通知は、甲があらかじめ乙に対して提出した甲のメールアドレスに宛てた電子メールによっても行うことができるものとする。

第20条（当事者間の関係）

本契約のいずれの規定も、甲および乙間にジョイントベンチャー、パートナーシップ、代理人雇用または受託関係を創設するものではなく、そのようにみなし、または解釈してはならない。いずれの当事者またはその代理人も、他方当事者を拘束するいかなる権限も有せず、甲および乙の関係は、現在または将来において独立した当事者としての関係を継続するものとする。

第21条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（協議）

甲および乙は、本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈について生じた疑義については、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（以下空白）

追加条項-1

本契約に基づき許諾する権利を超えてプログラムプロダクトを商用目的で利用する際、当該商用目的の範囲に応じたプログラムプロダクトに関するライセンス契約を別途乙との間で締結することに加えて、下記記載の特定技術の利用に関するライセンスの取得が必要です。

この場合、甲は、下記特定技術の利用に関するライセンスを適切に取得し、プログラムプロダクトおよび乙の半導体製品を使用した甲の製品の製造、販売その他プログラムプロダクトおよび乙の半導体製品の使用を継続する限りにおいて、全ての下記特定技術の利用に関するライセンスの有効性を維持するものとします。また、甲が、プログラムプロダクトおよび乙の半導体製品を使用する製品を第三者の商標の下で販売するために製造し供給する（OEM供給）場合には、当該第三者に対して下記特定技術の利用に関するライセンスの取得が必要になる場合があることを通知する必要があります。

特定技術名称	ライセンス条件
HDMI	HDMI Licensing Administrator, Inc. からのライセンス
SD	SD Card Association からのライセンス
H. 264	MPEG-LA からのライセンス
H. 265	MPEG-LA、HEVC Advance LLC、InterDigital, Inc. およびVelos Media, LLC からのライセンス

※本契約書締結時点の特定技術

付録

1. 乙の半導体製品

RZ/V2M (R9A09G011GBG)

2. 乙の納入物

No.	プログラムプロダクト名称
(1)	ISP Support Package

以上